**くまモンタウン人吉実行委員会規約**

（名称）

第１条　本会は、くまモンタウン人吉実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第２条　本会は、人吉・球磨エリアにおいて、くまモンランド化構想の一環である「くまモンタウン」事業を実施し、より高質なサービスの提供やデータに基づいた事業戦略の構築を図り、令和２年７月豪雨からの創造的復興及び長引くコロナ禍で疲弊する地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

（１）くまモンタウンの事業に関する地域事業者との連携促進

（２）食・宿泊・体験コンテンツの造成支援

（３）キャッシュレスサービスの導入及び金流・人流データ収集への協力

（４）その他、人吉・球磨エリアにおけるくまモンタウン整備に必要な事項

（構成）

第４条　本会は、人吉市、一般社団法人人吉温泉観光協会、人吉商工会議所をもって構成する。

（役員）

第５条　本会に次の役員を置く。

（１）委員長　　１名

（２）副委員長　若干名

（３）監事　　　１名

２　役員は、構成団体に所属する者の中から選任する。

３　役員の任期は２年とし、再任は妨げない。

４　選任された役員が任期中にその構成団体の職務を離れたときは、その職務の後任

者が役員に選出されたものとみなす。

　ただし、その任期は前任者の残留期間とする。

（役員の職務）

第６条　委員長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　監事は、会計を監査する。

（会議）

第７条　本会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長は委員長があたる。

２　会議に付議する事項は、次のとおりとする。

（１）規約の制定及び改廃

（２）役員の選任

（３）事業計画及び予算

（４）事業報告及び決算

（５）その他の必要事項

（事務局）

第８条　本会の事務局は、一般社団法人人吉温泉観光協会（人吉市中青井町３２６－１）内（株式会社リクルート）に置く。

（会計）

第９条　本会の会計は、負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

２　本会の会計は、４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わる。

（その他）

第１０条　本規約に定めるほか、本会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

　本規約は、令和４年（２０２２年）１１月８日から施行する。

**くまモンタウン人吉実行委員会　役員**

１　委員長（１名）

　　一般社団法人人吉温泉観光協会　　代表理事　　北　昌二郎

２　副委員長（１名）

　　人吉商工会議所　　事務局長　　那須　典子

３　監事（１名）

　　人吉市商工観光課　　課　長　　牛島　重勝

事務局長　　一般社団法人人吉温泉観光協会　　事務局長　　北原　久史